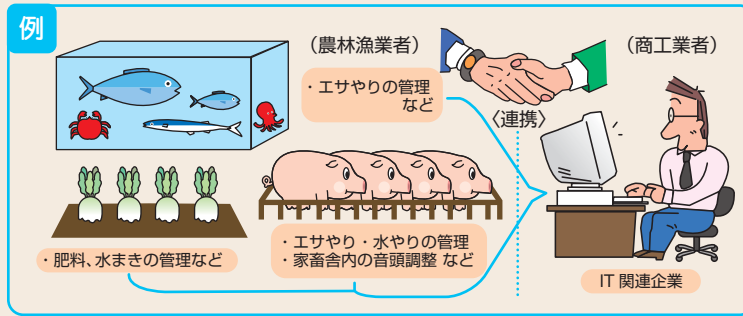


農工商等連携で地域を活性化しよう

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品・新サービスの開発等を行う場合に総合的な支援を行います。

農工商等連携とは…

農林漁業者と中小企業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等に係る計画について国が認定を行い、この計画に基づく事業に対し、補助金、政府系金融機関による低利融資、信用保証の特例等の支援を行うことにより、農林漁業と商工業等の産業間連携を強化して地域経済を活性化する取り組みです。



中小企業庁広報リーフレットより転載

農工商等連携促進法(平成20年7月21日施行)による支援

マーケティングに精通した専門家が、新商品、新サービスの開発・販売に共同で取り組む中小企業者と農林漁業者の相談に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓等に係るアドバイスなどハンズオン支援を行います。

また、「農工商等連携促進法」に基づき、中小企業者と農林漁業者が共同で事業計画を策定し、国の認定を受けると次の支援を受けることができます。

① 補助金

中小企業者と農林漁業者が連携して行う試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。(事業費の2/3、助成限度額25,000千円程度)。

② 保証・融資の優遇措置

政府系金融機関による低利融資、信用保証協会の債務保証枠の拡大ほか。

③ 税の優遇措置

機械・装置を取得した場合に特別償却又は税額控除を選択できます。

注) 計画の承認は、支援措置を保証するものではありません。計画承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が必要となります。

「農工商等連携事業」の基本的要件

1. 中小企業者と農林漁業者が設備、技術、知識等を持ち寄り、明確な役割分担の下実施する事業であること(単なる購買・仕入の関係でないこと)
2. 新商品若しくは新サービスの開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること
3. 5年以内の期間の計画策定
4. 中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること

財いわて産業振興センターでは、地域力連携拠点事業で農工商等連携を支援します。ご利用ください。

参考URL「岩手の地域力連携拠点ポータルサイト」 <http://www.joho-iwate.or.jp/kyotenhp/>

センターでは、中小企業庁発行の下記冊子を用意しております。ご希望の方はその旨申し出ください。

今すぐやる経営革新

夢を実現する創業

事業承継ハンドブック

今チャレンジ新連携

中小企業施策ガイド

